

大仙市南外地域スポーツ施設及び関連施設

指定管理者募集要項

- (施設1) 大仙市南外体育館
- (施設2) 大仙市営南外運動場
- (施設3) 大仙市南外山村運動広場
- (施設4) 大仙市南外テニスコート
- (施設5) 南外ふれあいパーク
- (施設6) 南外ふれあいパーク・ふれあい広場
(南外グラウンド・ゴルフ場)

秋 田 県 大 仙 市
生涯学習部スポーツ振興課
建設部都市管理課

平成30年7月13日

大仙市南外地域スポーツ施設及び関連施設指定管理者募集要項

大仙市（以下「市」といいます。）は、大仙市南外体育館、大仙市営南外運動場、大仙市南外山村運動広場、大仙市南外テニスコート（以下「南外地域スポーツ施設」といいます。）と、南外ふれあいパーク及び南外ふれあいパーク・ふれあい広場（以下「関連施設」といいます。）の管理を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定及び大仙市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年大仙市条例第366号）の規定に基づき、以下のとおり指定管理者の候補団体を募集します。

1 募集する施設の概要等

【施設1】

- (1) 名 称 大仙市南外体育館
- (2) 所在地 大仙市南外字梨木田208番地3
- (3) 施設の範囲
 - ① 敷地面積 12,857㎡
 - ② 延床面積 2,876㎡
 - ③ 構 造 鉄骨2階建て
 - ④ 施設・設備の内容 アリーナ 2面（1,600㎡）
観客席 464席（壁際ひな壇等含む）
ステージ
トレーニングルーム
更衣室
会議室
器具室
事務室
駐車場 145台
 - ⑤ 施設の設置年月日 平成5年11月1日

【施設2】

- (1) 名 称 大仙市営南外運動場
- (2) 所在地 大仙市南外字上野99番地1
- (3) 施設の範囲
 - ① 敷地面積 15,386㎡
 - ② 構 造 一部木造建て
 - ③ 施設・設備の内容 両翼90m センター120m
スコアボード表示：反転式
ダッグアウト2室（物置併設）

駐車スペース

- ④ 施設の設置年月日 昭和49年7月16日

【施設3】

(1) 名称 大仙市南外山村運動広場

(2) 所在地 大仙市南外字小出375番地 外6筆
大仙市南外字梨木田32番地 外16筆

(3) 施設の範囲

① 敷地面積 12,985㎡

② 構造 一部木造建て
一部鉄骨建て

③ 施設・設備の内容 両翼90m センター120m
スコアボード表示：反転式
BSO電気式

ダッグアウト2室

管理棟（本部席、和室、男子トイレ、女子トイレ、倉庫）※男女とも水洗トイレ

駐車場

マウンド揚水ポンプ小屋

- ④ 施設の設置年月日 昭和63年4月1日

【施設4】

(1) 名称 大仙市南外テニスコート

(2) 所在地 大仙市南外字小出373番地1

(3) 施設の範囲

① 敷地面積 5,236㎡

② 構造 一部鉄骨建て

③ 施設・設備の内容 砂入り人工芝コート 2面
休憩所（屋根付き）
夜間照明

- ④ 施設の設置年月日 平成4年4月1日

【施設5】

(1) 名称 南外ふれあいパーク

(2) 所在地 大仙市南外字梨木田62番地の1 外58筆
大仙市南外字小出351番地の2 外55筆
大仙市南外字大畑135番地の3 外45筆

(3) 施設の範囲

① 敷地面積 115,672㎡

- ② 構 造 一部木造建て
- ③ 施設・設備の内容 ゲートボール場 4面
作業小屋
駐車場(一部未舗装)
四阿(倉庫・汲み取り式トイレ付・遊具隣接)
四阿(ゲートボール場隣接)
四阿(見晴台付)
花壇・樹木
トイレ棟
(汲み取り式・簡易水洗・ゲートボール場付近)
擬木トイレ(汲み取り式) ※通年閉鎖中
- ④ 施設の設置年月日 平成5年6月28日

【施設6】

- (1) 名 称 南外ふれあいパーク・ふれあい広場
(南外グラウンド・ゴルフ場)
- (2) 所 在 地 大仙市南外字梨木田62番地の1 外58筆 内
大仙市南外字小出351番地の2 外55筆 内
大仙市南外字大畑135番地の3 外45筆 内
- (3) 施設の範囲
- ① 敷 地 面 積 10,200㎡(施設5に含まれる)
- ② 構 造 一部木造建て
- ③ 施設・設備の内容 グラウンド・ゴルフ場(3コース:全24ホール)
トイレ棟(汲み取り式・簡易水洗・駐車場に設置)
駐車場(未舗装)
- ④ 施設の整備年月日 平成14年9月30日 グラウンド・ゴルフ場
平成20年10月30日 駐車場及びトイレ棟

2 管理の基本方針

- 指定管理者は、以下の基本方針に基づき管理を行うものとします。
施設1から4はスポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、市民の健康と体力の増進を図ることを目的とする。
施設5から6は市民の福祉と健康の増進に寄与し、自然資源を中心とした遊戯施設等を自由に利用できることを目的とする。さらに、施設6はスポーツの普及振興も図る。

3 指定管理者が行う管理の基準

- 指定管理者が管理を行う際の基本事項は、次のとおりとします。

(1) 開館日及び利用時間

施設番号	開館日	利用時間
施設 1	毎週火曜日(祝日の場合は翌日)と1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までを除く毎日	午前9時～午後9時
施設 2	4月1日から11月30日まで、ただし、毎週火曜日(祝日の場合は翌日)を除く	午前5時～午後7時
施設 3	4月1日から11月30日まで、ただし、毎週火曜日(祝日の場合は翌日)を除く	午前5時～午後7時
施設 4	4月1日から11月30日まで、ただし、毎週火曜日(祝日の場合は翌日)を除く	午前9時～午後9時
施設 5	通年 ただし冬期間(12月1日～翌年3月31日)はトイレ・四阿は使用禁止	いつでも利用可
施設 6	4月1日から11月30日まで、ただし、毎週火曜日(祝日の場合は翌日)を除く	午前9時～午後5時

(2) 個人情報の取り扱い

- 指定管理者は、大仙市個人情報保護条例(平成17年大仙市条例第20号)の規定を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、施設の管理に関し知り得た情報を漏らしたり管理以外の目的に使用してはならない義務を負います。

(3) 情報公開

- 指定管理者は、大仙市情報公開条例(平成17年大仙市条例第18号)の規定を遵守し、施設の管理に関して保有する文書や情報の積極的な公開に努める義務を負います。

(4) 関係法令等の遵守

- 指定管理者は、施設の管理を行うにあたっては、労働基準法などの関係法令や関係条例等の規定を遵守する義務を負います。

4 指定管理者が行う業務の範囲等

(1) 業務の範囲

- 業務の範囲については、別添「大仙市南外地域スポーツ施設及び関連施設管

理業務の内容及び基準について」を参照してください。

なお、部分的な業務については、市の承諾を得たうえで他の事業者に再委託することができるものとします。

(2) 指定管理者と市の責任分担

- ・ 指定管理者と市との責任分担は、別表1のとおりとします。

ただし、表に定める事項に疑義がある場合や定めのない事項については、互いに協議をして定めることとします。

5 指定管理者の指定期間

- ・ 指定期間は、原則として平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とします。

なお、この指定期間は、指定に係る市議会の議決後に正式な指定期間となります。

6 利用料金収入

- ・ 利用料については、指定管理者の収入とします。

また、この利用料金の額は、指定に係る施設の設置及び管理に関し定めた条例に規定される額を上限として、市長の承認を受けて指定管理者が自ら定めることとなります。

- ・ 施設を利用する者が、条例、規則で規定する減免の対象者の場合は、利用料金について同様の減額又は免除をお願いします。

なお、基準費用額については、減免した後の利用料金収入を基に積算した金額となっております。

7 物品等の販売

- ・ 施設における物品等の販売については、別途協議とします。

8 業務にかかる経費

- ・ 大仙市南外地域スポーツ施設及び関連施設の管理に要するすべての経費は、利用料金及び大仙市が支払う指定管理料及びその他収入をもって充てるものとします。

市が示す指定管理料の基準となる額は、「大仙市南外地域スポーツ施設及び関連施設管理業務の内容及び基準について」において、基準費用額として示しています。

指定期間内に支払う指定管理料の額は、収支計画書において提示のあった額を基に双方確認の上、本協定を締結します。

指定管理料の支払方法等については、指定管理者と協議の上、年度ごとに締結する

「年度協定」で定めることとなります。

なお、過去2年間及び今年度（見込）の大仙市南外地域スポーツ施設及び関連施設の利用者数、収入及び施設維持管理費等については、別添「大仙市南外地域スポーツ施設及び関連施設管理業務の内容及び基準」の資料を参照してください。

9 応募者の資格等

(1) 応募者は、秋田県内に事業所を設置する法人その他の団体（以下「法人等」といいます。）とします。

(2) 応募者は、次に掲げる要件を満たす法人等とします。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。

② 指名停止措置を受けていないこと。

③ 貴団体に課税される国税、都道府県税、市町村税、消費税等について、滞納せず全て納付していること。

④ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行っていないこと。

⑥ 防火管理者等施設管理に必要な資格を有する者を常駐させること。

(3) 複数の法人等がグループを構成して応募する場合（以下「グループ応募」といいます。）は、代表となる法人等を定めてください。

また、代表となる法人等は、大仙市内に事業所を設置（指定期間の開始の前日までに、大仙市内に事業所を設置する法人等を含む。）し、グループ応募の全ての構成員は（1）と（2）の要件を満たす必要があります。

(4) 単独に応募した法人等がグループ応募の構成員となること及びグループ応募の構成員である法人等が他のグループ応募の構成員となることはできません。

(5) 応募者は、次に掲げる実績を満たす法人等とします。

① 過去5年以内に、今回募集する施設の類似施設（体育館、野球場、テニスコート、公園施設等）において、受付・案内等の日常管理業務、施設の維持管理及び点検業務、施設設備の保守管理業務、施設の運営管理業務、施設の安全管理業務、事業計画書・報告書の作成等の管理運営の実績を有すること。

② グループ応募の場合においては、過去5年以内に、今回募集する施設の類似施設（体育館、野球場、テニスコート、公園施設等）において、受付・案内等の日常管理業務、施設の維持管理及び点検業務、施設設備の保守管理業務、施設の運営管理業務、施設の安全管理業務、事業計画書・報告書の作成等の管理運営の実績を有する法人等が構成団体に含まれていること。

なお、グループ応募の場合においては、類似施設の管理運営の実績を有する法人等が中核となって、施設の運営管理業務、施設の安全管理業務等を行うこと。

10 応募書類

(1) 指定申請書(様式1)

- ①申請団体の概要(様式1-1)
- ②申請の理由(様式1-2)

(2) 事業計画書(様式2-1~2-13)

(3) 収支計画書(様式3) ※指定管理期間の各年度ごとに作成すること。

(4) 定款又は寄付行為(法人以外の団体にあつては、規約等これに準ずるもの)

(5) 登記簿謄本あるいは登記事項証明及び印鑑証明書

※申請日前3ヵ月以内に取得したもの

(6) 団体の収支決算書及び事業報告書

- ①貸借対照表、損益計算書(又は修正計算書) ※過去3事業年度分
- ②事業(営業)報告書 ※過去3事業年度分

(7) 直近1年間の国税、都道府県税及び市町村税の滞納がない旨の証明書

- ①国税(法人税、消費税及び地方消費税)、県税(法人県民税、法人事業税等)
- ②法人市民税等 ※大仙市内に本店・支店または営業所等がある団体

(8) 上記のほか市長が特に必要と認める書類

- ①役員名簿及び履歴書
- ②主な株主または出資者の名簿
- ③応募者の資格等の(2)の⑥に示す資格を有している証明書類
- ④類似施設の管理実績を証明することができる書類
(指定管理者指定通知の写しや一部管理業務委託の契約書の写し等)

(9) グループの構成員及びグループ応募の場合における各団体の役割、責任分担に関する事項(書式1-1, 1-2) ※グループ応募の場合

(10) 提出部数

- ・ 正本 1部 副本 24部(コピー可)
A4フラットファイルに綴じて提出してください。

(12) 留意事項

- ① 必要に応じて、追加資料の提出をお願いすることがあります。
- ② 応募1法人等又は1グループにつき、申請は1件とします。
- ③ グループ応募の場合には、構成団体ごとに(1)①及び(4)~(8)の添付書類を作成してください。
- ④ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は、失格となります。
- ⑤ 提出された書類の内容を変更することはできません。
- ⑥ 提出された書類は返却しません。
- ⑦ 提出された書類は原則として公表しません。ただし、指定管理者候補団体の選定、議会による指定管理者の議決のための資料その他必要な場合は、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。
- ⑧ 応募に関して必要となる経費は、応募者の負担となります。
- ⑨ 指定申請書提出後の辞退の場合は、辞退届(書式2)を提出してください。

11 応募の手続

- ・ 応募手続及びスケジュール等については、次のとおりとします。

(1) 応募書類の提出方法

- ・ 応募書類の提出は、持参とします。

(2) 応募書類の提出場所

- ・ 大仙市教育委員会生涯学習部生涯学習課 南外公民館
〒019-1901 大仙市南外字悪戸野127番地6
電話0187-74-2130

(3) スケジュール

期 間 等	内 容
平成30年7月13日～	募集要項の配付
平成30年7月24日	現地説明会及び現地見学会
平成30年7月17日～8月1日	募集に関する質問書の受付
平成30年8月10日	質問に対する回答
平成30年8月20日～8月27日	応募書類の受付

(4) 留意事項

- ① 応募書類の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとします。
 - ② 応募者は、可能な限り現地説明及び現地見学会に参加するようにしてください。参加する場合は、前日の午前中までに参加申込書（書式3）の提出が必要です。
 - ③ 募集に関する質問は、質問書（書式4）により行ってください。郵送（受付期限まで必着）、ファックス、Eメールのいずれも受付いたしますが、電話、口頭による質問は受付しません。
 - ④ 質問に対する回答は、市のホームページに掲載いたします。
- (※)参加申込書(書式3)及び質問書(書式4)は「16 問い合わせ先」へ提出してください。

12 指定管理者の候補団体の選定

- (1) 指定管理者の候補団体の選定は、市長が行います。

- (2) 応募者の審査は、市長の附属機関として設置する指定管理者選定委員会が、次に示す審査項目により行います。

- ① 施設の設置目的及び市が示した管理の方針との整合性
- ② 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果
- ③ サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果
- ④ 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果
- ⑤ 施設の維持管理の内容、適格性、効率性及び実現の可能性
- ⑥ 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性
- ⑦ 安定的な運営が可能となる人的能力及び経理的基盤について

- ⑧ 類似施設の運営実績
 - ⑨ 地域からの雇用に対する考え方
 - ⑩ 情報公開・個人情報保護に対する考え方
 - ⑪ 緊急時の対応について
 - ⑫ 自主管理評価について
 - ⑬ その他（その他提案事項）
- (3) 審査は、提出された事業計画書等により審査を行います。
応募者（団体）は指定管理者選定委員会に出席し、提案内容の説明を行うものとします。
- (4) 選定結果の通知は、平成30年10月中旬ごろまでに文書で通知します。
- (5) 選定委員会の審査結果については自社の審査結果のみを開示し、他の申請団体の審査結果は開示しないこととします。

13 指定管理者の候補団体に選定された後の手続等について

- (1) 市との協議
- ・ 候補団体と管理運営の業務の細目について市と協議を行い、協議が整った場合には、市へ候補団体からの承諾書の提出をもって仮協定とします。
この場合、必要に応じて市は候補団体の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができることとし、候補団体はこの求めに対し協議に応じなければなりません。
また、候補団体と協議が整わない場合は、選定委員会において次点となった応募団体を指定管理者の候補団体として協議を行うこととなります。
- (2) 市との協定締結
- ・ 候補団体は、指定管理者の指定に関する事項について市議会の議決を経て指定管理者として指定するとともに、指定期間における基本的事項を定めた「基本協定」と年度ごとに締結する「年度協定」を締結します。

14 指定管理者の評価及び指導

- (1) 大仙市南外地域スポーツ施設及び関連施設の効果的かつ効率的運営を確保するため、指定管理者の業務実施状況やサービス等について評価を行います。評価の結果、施設の運営について改善等必要な場合は、指定管理者に対し、指導、助言、協議を行い、これに従わない場合は指定の取り消しを行うことがあります。
- (2) 指定管理者は、評価にあたって市が求める資料については、遅滞なく提出するものとします。
- (3) 評価結果については、ホームページに公開します。

15 留意事項

- (1) 指定管理者が、指定管理者としての業務を開始する前において、財務状況等の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるときや社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しない、又は協定を解除することがあります。
- (2) 市は、指定管理者の責に帰すべき理由により、指定管理者としての業務の継続が困難と認められるときは、その指定を取り消すことがあります。この場合において、市又は第三者に損害を与えたときは、賠償を求めることがあります。
- (3) この応募に関し、応募者が選定委員に接触することはできません。接触の事実が認められる場合は、失格となることがあります。
- (4) 原則として、会社等の法人にかかる市民税、指定管理者が新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等は課税対象となります。

16 問い合わせ先

- ・ 大仙市教育委員会生涯学習部スポーツ振興課
〒014-0062 大仙市大曲上栄町2番16号
電話0187-63-1111 (内線344)
FAX0187-63-7131
メールアドレス kyouiku-sup@city.daisen.akita.jp

(別表1) 大仙市南外地域スポーツ施設及び関連施設リスク分担表

種類	内容	負担者		備考
		市	指定管理者	
募集及び応募等	募集要項等の市が作成した書類の内容の誤りによるもの	○		
	申請書等の指定管理者が作成した書類の内容の誤りによるもの		○	
	申請に関して必要となる費用		○	
議会の議決が得られなかった等、協定が締結できなかった場合	申請に関して負担した費用及び生じた損害		○	
	管理運営の準備のため負担した費用及び生じた損害		○	
債務不履行	市が協定内容を不履行した場合	○		
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行した場合		○	
運営費用の上昇	施設の管理運営業務に関する法令等の変更による費用の増加	○		消費税、地方消費税等
	上記以外で指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更による費用の増加		○	法人税等
	人件費、物品費等の物価及び金利の変動に伴う費用の増加		○	「特記事項」参照
需要変動・施設の競合	需要の見込み違いや競合施設の影響による利用者減少及び収入の減少		○	
住民対応	指定管理者が適切に管理運営すべき業務に関する苦情等		○	
安全管理	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩や事故、犯罪発生等		○	
施設・設備 (南外体育館) (南外運動場) (南外山村運動広場) (南外テニスコート) (南外ふれあいパーク) (南外ふれあいパーク・ふれあい広場)	経年劣化等による1件10万円未満の修繕		○	
	経年劣化等による1件10万円以上の修繕	○		
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備等の損傷		○	
備品・消耗品 (南外体育館) (南外運動場) (南外山村運動広場) (南外テニスコート) (南外ふれあいパーク) (南外ふれあいパーク・ふれあい広場)	経年劣化等による1件10万円未満の修繕		○	
	経年劣化等による1件10万円以上の修繕	○		
	備品の更新	○	○	備品更新時の責任分担については別添の備品一覧に定める
	備品一覧に上がっていない1件10万円以上の備品の新規購入	協議		
	備品一覧に上がらない1件10万円未満の消耗品等		○	
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による備品の損傷		○	
保険の加入	指定管理施設の火災保険の加入	○		
	施設利用者に係る保険の加入	○	○	それぞれの責任において保険に加入すること
	自主事業の実施に係る保険の加入		○	

管理運営上の事故等に 伴う損害賠償	施設管理上の瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべき 行為により利用者に損害を与えた場合又は臨時休業に伴う損害		○	市が求償権を行使
	市側の要因により、施設の管理運営業務の継続に支障が生じた 場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びそ の後の維持管理経費における当該事情による増加経費の負担	○		
不可抗力（※1）	不可抗力による施設設備の復旧費用	○		
	不可抗力による業務の休止、変更、延期又は臨時休業		協議	「特記事項」参照
指定期間終了	指定期間が終了した場合又は、指定を取り消した場合の撤去に 関する撤去費用		○	
引継ぎに係る費用	指定期間開始前及び期間が終了した場合の業務の引継ぎに係 る費用		○	

※1 不可抗力: 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動など市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然的または人為的な現象

【特記事項】

1. 市が実施または要請する事業等への対応

- (1) 市が実施または要請する事業等への対応は、積極的かつ主体的に対応すること。
(例) 緊急安全点検、災害、行事イベント、要人訪問、案内、監査、検査等

2. 不可抗力による指定の取り消し

- (1) 市または指定管理者は、不可抗力の発生により、指定管理業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとし、協議の結果、やむを得ないと判断された場合、市は指定の取り消しを行うものとする。
- (2) 前項における取り消しによって指定管理者に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として両者の協議により決定することとする。

3. 大規模修繕等に係る対応

- (1) 緊急に大規模修繕等が必要となり、施設の閉館が不可能となった場合における管理費及び利用料金制度による施設の利用料の取り扱いについては、その都度、市と指定管理者との間で協議を行うこととする。

4. 物価及び金利の変動に伴う費用の増加の対応

- (1) 人件費、物品費等の物価及び金利の変動に伴う費用の増加については、原則、指定管理者の負担とするが、収支計画に多大な影響を与える場合については、市と指定管理者で協議を行うこととする。

大仙市南外地域スポーツ施設及び関連施設管理業務の内容及び基準について

- (施設 1) 大仙市南外体育館
- (施設 2) 大仙市営南外運動場
- (施設 3) 大仙市南外山村運動広場
- (施設 4) 大仙市南外テニスコート
- (施設 5) 南外ふれあいパーク
- (施設 6) 南外ふれあいパーク・ふれあい広場
(南外グラウンド・ゴルフ場)

1 管理の基本方針

指定管理者は、以下の基本方針に基づき管理を行うものとする。

施設 1 から 4 はスポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、市民の健康と体力の増進を図ることを目的とする。

施設 5 から 6 は市民の福祉と健康の増進に寄与し、自然資源を中心とした遊戯施設等を自由に利用できることを目的とする。さらに、施設 6 はスポーツの普及振興も図る。

2 管理業務に関する事項

(1) 管理業務の概要

①組織及び人員配置

管理業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、管理を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。

②受付・案内業務

利用者へのサービスに支障のないよう、適切な対応を行うこと。また、利用者、住民等から苦情があった場合は、適切な対応をするとともに、その内容を市へ報告すること。

③利用実績等

毎月の利用実績（利用人数、利用率、利用料金収入等）を明らかにするための必要な帳簿を作成すること。

④緊急時の対応

ア 災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応計画を作成し、緊急事態の発生時には的確に対応すること。

イ 利用者の急な病気、ケガ等に対応できるよう、近隣の医療機関等と連携し的確に対応すること。

⑤管理業務の詳細

具体的な管理業務の内容については、別紙1のとおりである。

(2) 事業計画書及び報告書の提出

①事業計画書等の提出

毎年度末までに、翌年度の下記事項を含む管理に関する事業計画書及び収支計画書等を作成し、市に提出すること。

なお、必要に応じ説明を求めることがある。

- ア 管理体制
- イ 管理業務の実施計画
- ウ 利用者数の計画
- エ 管理に係る経費の収支計画
- オ 自主事業の実施計画に関する事項
- カ その他指示する事項

②業務報告書等の提出

毎月の業務の実施状況及び収支の状況等について、その翌月の10日まで報告すること。

③事業報告書等の提出

毎年度終了後60日以内に、下記の内容について事業報告書等を提出すること。

なお、必要に応じ説明を求めることがある。

- ア 管理体制
- イ 管理業務の実施状況
- ウ 利用者数の実績
- エ 管理に係る経費の収支状況
- オ 自主事業の実施状況に関する事項
- カ その他指示する事項

(3) 施設利用者に対するアンケート等の実施及び自己評価について

①施設利用者に対するアンケート等の実施

施設利用者の利便性の向上のため、アンケート等を実施し、施設利用満足度や意見等を聴取すること。また、その結果及び業務改善への反映状況について報告すること。

②自己評価

上記①の結果及び利用実績の分析により自己評価を行うとともに、その改善策を事業報告書とあわせて報告すること。

(4) 区分経理について

①区分経理

指定管理者は施設の管理業務に係る経理と自身の団体等の業務に係る経理とを区分して経理すること。

②収入と支出の適正管理

指定管理者は、指定管理業務専用の口座や帳簿等により、収入と支出を適切に管理すること。

3 保守管理及び施設設備等に関する事項

(1) 保守管理業務

施設における活動に支障をきたす事態が生じることの無いよう、保守管理体制を整備すること。

現在行っている、設備、機器等の保守管理業務は、別紙2のとおりである。

(2) 保険

市は、施設に対する災害共済及び市の瑕疵・過失に起因する事故等に対する総合賠償保険に加入する。

指定管理者は、施設及び設備の管理に起因する事故等に対して、賠償責任を負う場合や、自主事業の実施において、自らの瑕疵・過失に起因する事故等に対して、賠償責任を負う場合又は、市からの求償等に備え、指定管理者が必要と考える範囲で保険（履行保証保険、施設損害保険、第三者への損害賠償等）に加入すること。

(3) 施設設備及び備品

①施設における活動に支障をきたさないよう、備品の管理を行うこと。なお、不具合が生じた場合は市に報告し、募集要項のリスク分担表（別表1）の定めに従い対応すること。

②新たに備品が必要な場合は、市に協議すること。なお、備品の管理にあたっては、備品台帳を作成し、変更があった場合は更新すること。

③備品の一覧については、別紙3を参照すること。

(4) 修繕

①応急的な修繕

施設において、破損、損壊または老朽化により、管理上直ちに修繕を行う必要がある場合は、速やかに市に報告すること。

②計画的な修繕

修繕に係る経費のうち、次年度以降の修繕で対応が可能なものについては、市に修繕の箇所、金額、優先順位等を報告すること。

(5) 関係書類の整備

保守管理にあたっては、業務日誌、作業記録などの業務関係書類を作成し保管すること。

(6) 事故・故障等異常時の措置

施設内において、事故または故障が発生したときは、速やかに市に報告し、指示を受け必要な措置を講ずるものとする。

ただし、緊急を要する場合または軽微な事故・故障等の場合は、指定管理者において必要な措置を講ずること。

(7) 関係法令等の遵守

当該施設の管理にあたっては、本基準のほか、関係する法令及び大仙市の条例、規則等を遵守すること。

4 その他

(1) 補償対策

指定管理者の管理上の瑕疵により、利用者の生命や身体に損害を与え、または財物を損傷した場合、指定管理者が損害を補償し、それ以外の瑕疵による場合については、両者協議のうえ対応すること。

(2) 市からの指示等への対応

①市から、施設の管理及び経営状況及び施設の現状等に関する調査または作業の指示があった場合には、迅速かつ積極的な対応を行うこと。

②市が実施または要請する事業等への対応は積極的かつ主体的に対応すること。

(例) 緊急安全点検、災害、行事イベント、要人訪問、案内、監査、検査等

③市が行う指定管理者の評価には積極的に協力するとともに、評価の結果指導及び助言があった場合には、これに従うこと。

(別紙1)

大仙市南外地域スポーツ施設及び関連施設 管理業務一覧

(施設1) 大仙市南外体育館

* 日常業務 (毎日実施する業務)

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
施設巡回・点検	施設内外の巡回、設備点検	毎日	
利用予約受付	予約受付及び案内	毎日	(施設1～6)の業務を集約し一元管理する。
利用申請書等の受付	利用申請書等の受付及び許可証の発行		
利用料金収受・管理	利用料金の収受及び領収書の発行		
利用状況	利用者等を庶務日誌へ記載		
利用者の安全管理	利用者への安全指導及び緊急時の対応	適宜	
駐車場等の管理	駐車場の清掃及び除草等	適宜	
施設備品等の管理	備品等の貸出及び保守管理	適宜	
館内清掃	アリーナ、観客席、ステージ、トレーニングルーム ほか	毎日	
館外清掃	玄関周り、施設周りの清掃及び除草等	毎日	

* 月例業務 (毎月定期的実施する業務)

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
業務報告	利用者数及び利用料金等の報告	1回	(施設1～6)の業務を集約する。
光熱水費等の支払い	電気料、水道料、電話料等の支払い		
ゴミの搬出	日常業務にて集積したゴミの搬出	2回	

* 年間業務 (年間を通じて定期的実施する業務)

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
年次報告	事業計画書、事業報告書の作成、提出	1回	(施設1～6)の業務を集約する。
委託業者等との契約等	委託業者との協議及び契約		
利用調整	年間の大会等スケジュール調整	適宜	
積雪対策	アリーナ、ステージ、事務室等窓周辺の雪囲い取り付け、取り外し	1回	
施設周辺の除排雪	玄関、各窓際周辺の除排雪	適宜	

(施設2) 大仙市営南外運動場

* 日常業務 (毎日実施する業務)

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
施設巡回・点検・清掃	施設内外の巡回、設備点検、清掃	毎日	
利用者の安全管理	利用者への安全指導及び緊急時の対応	適宜	
駐車場等の管理	駐車スペースの清掃及び除草等	適宜	
施設備品等の管理	備品等の貸出及び保守管理	適宜	
グラウンド内の管理	グラウンド整備及び外野芝の整備等	適宜	
グラウンド外の管理	グラウンド外の清掃及び除草等	適宜	

* 年間業務 (年間を通じて定期的に実施する業務)

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
積雪対策・除排雪	ダッグアウト、内外野フェンス、スコアボード付近の見回り、除排雪等 (簡易的冬囲い含む)	適宜	
雪下ろし	ダッグアウト、スコアボード等積雪状況に応じてすべての建築物	適宜	

(施設3) 大仙市南外山村運動広場

* 日常業務 (毎日実施する業務)

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
施設巡回・点検・清掃	施設内外の巡回、設備点検、清掃 ※管理棟内、トイレ清掃含む	毎日	
利用者の安全管理	利用者への安全指導及び緊急時の対応	適宜	
駐車スペース等の管理	駐車スペースの清掃及び除草等	適宜	
施設備品等の管理	備品等の貸出及び保守管理	適宜	
グラウンド内の管理	グラウンド整備及び外野芝の整備等	適宜	
グラウンド外の管理	グラウンド外の清掃及び除草等	適宜	

* 年間業務 (年間を通じて定期的に実施する業務)

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
積雪対策・除排雪	管理棟、ダッグアウト、内外野フェンス、スコアボード付近の見回り、除排雪等 (簡易的冬囲い含む)	適宜	
雪下ろし	管理棟、ダッグアウト、スコアボード等積雪状況に応じてすべての建築物	適宜	

(施設4) 大仙市南外テニスコート

* 日常業務 (毎日実施する業務)

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
施設巡回・点検・清掃	施設内外の巡回、設備点検、清掃	毎日	
利用者の安全管理	利用者への安全指導及び緊急時の対応	適宜	
施設備品等の管理	備品等の貸出及び保守管理	適宜	
テニスコート内の管理	コート整備及びフェンス内芝の整備等	適宜	
テニスコート外の管理	フェンス外の清掃及び除草等	適宜	
照明設備の管理	電源盤の操作 (点灯、消灯時)	適宜	

* 年間業務 (年間を通じて定期的に実施する業務)

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
積雪対策・除排雪	休憩所、フェンス付近の見回り、除排雪等 (簡易的冬囲い含む)	適宜	
雪下ろし	休憩所、フェンス付近等積雪状況に応じてすべての建築物	適宜	

(施設5) 南外ふれあいパーク

* 日常業務 (毎日実施する業務)

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
施設巡回・点検	施設の巡回・点検・確認	毎日	
利用者の安全管理	利用者への安全指導及び緊急時の対応	適宜	
トイレ清掃	施設内トイレの清掃、点検、汲取り、消耗品の補充	適宜	冬期間に入る前に給水停止届、氷止め等の措置をすること。
施設清掃	四阿、用具倉庫、遊具等の清掃	適宜	
敷地清掃	施設敷地内の除草、ごみ拾い、落葉処理、側溝上げ、土砂等の清掃	適宜	行事等がある場合は事前に対応する。
植栽の整備	剪定、枯枝処理、雑草取りなど花壇の整備	適宜	病気等は専門職へ依頼する

*年間業務(年間を通じて定期的に実施する業務)

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
樹木の消毒	防除作業 (主にアメリカシロヒトリ)	適宜	薬剤散布時は 付近の人、建物 への飛散に要 注意
冬期間の作業	施設内建物の冬囲い(外しも含む)、 施設内建物・敷地の除排雪作業	適宜	屋根の雪下ろ しも含む

**(施設6) 南外ふれあいパーク・ふれあい広場
(南外グラウンド・ゴルフ場)**

*日常業務(毎日実施する業務)

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
施設巡回・点検	施設の巡回・点検・確認	毎日	
利用者の安全管理	利用者への安全指導及び緊急時の 対応	適宜	
トイレ清掃 (駐車場内トイレ棟)	施設内トイレの清掃、点検、汲取り、 消耗品の補充	適宜	冬期間に入る 前に給水停止 届、氷止め等の 措置をすること
グラウンド・ゴルフ場 の整備	グラウンド・ゴルフ場の用具維持管 理、コース維持のための芝刈り等	適宜	コースの整備 は週に1回を目 安に実施(休館 日の火曜日)
敷地清掃	グラウンド・ゴルフ場周辺の除草、 ごみ拾い、落葉処理、側溝上げ、土 砂等の清掃、駐車場の整備	適宜	特に行事等が ある場合は事 前に対応する。

*年間業務(年間を通じて定期的に実施する業務)

業務名	業務の内容	頻度	留意事項
冬期間の作業	グラウンド・ゴルフ場駐車内トイレ 棟の冬囲い(外しも含む)	適宜	屋根の雪下ろ しも含む

(別紙 2)

大仙市南外地域スポーツ施設及び関連施設 保守管理業務一覧

現在、大仙市南外地域スポーツ施設及び関連施設において実施している保守管理業務及び業務委託先は、次のとおりである。

(施設 1) 大仙市南外体育館

業務の名称	業務委託先	頻度	特記事項 (契約内容等)
夜間管理業務	(公社) 大仙市シルバー人材センター	年間	原則として平日 の午後 5 時～午後 9 時
自家用電気工作物保安管 理業務	(一財) 東北電気保安協会 秋田事業本部	年間	
浄化槽保守点検業務	(有) 堀内清掃工業	年間	※浄化槽清掃は 年 1 回
浄化槽法定検査	(公財) 秋田県総合保健事業団	年 1 回	
機械装置点検業務	山岡工業 (株)	年間	温水ボイラー外
一般廃棄物収集運搬業務	(株) ワカバ	月 2 回	可燃物 月 1 回 不燃物 月 1 回

(参考：指定管理者が自社管理で行っている業務)

業務の名称	頻度	特記事項 (契約内容等)
定期清掃業務	年 2 回	床洗浄及びワッ クス塗布
消防設備保守点検業務	年 2 回	
冬囲い	適宜	
施設周辺除排雪業務 (駐車場を除く)	適宜	

(施設 2) 大仙市営南外運動場

業務の名称	業務委託先	頻度	特記事項 (契約内容等)
施設維持管理業務 (草刈り作業等)	(公社) 大仙市シルバー人材センター	年間	原則として月 2 ～ 3 回：午前 8 時 ～午後 4 時

(参考：指定管理者が自社管理で行っている業務)

業務の名称	頻度	特記事項 (契約内容等)
ダッグアウト等冬囲い	適宜	
フェンス周辺除排雪業務 (駐車場スペースを除く)	適宜	

(施設3) 大仙市南外山村運動広場

業務の名称	業務委託先	頻度	特記事項 (契約内容等)
施設維持管理業務 (草刈り作業等)	(公社) 大仙市シルバー人材センター	年間	原則として月2 ～3回:午前8時 ～午後4時
浄化槽保守点検業務	(有) 堀内清掃工業	年間	※浄化槽清掃は 年1回
浄化槽法定検査	(公財) 秋田県総合保健事業団	年1回	

(参考：指定管理者が自社管理で行っている業務)

業務の名称	頻度	特記事項 (契約内容等)
管理棟等冬囲い	適宜	
管理棟、フェンス周辺等除排雪、雪下ろし業務 (駐車場を除く)	適宜	

(施設4) 大仙市南外テニスコート

業務の名称	業務委託先	頻度	特記事項 (契約内容等)
施設維持管理業務 (草刈り作業等)	(公社) 大仙市シルバー人材センター	年間	原則として月2 ～3回:午前8時 ～午後4時

(参考：指定管理者が自社管理で行っている業務)

業務の名称	頻度	特記事項 (契約内容等)
休憩所、照明設備操作盤等冬囲い	適宜	
フェンス周辺等除排雪業務	適宜	

(施設5) 南外ふれあいパーク

業務名	業務委託先	頻度	留意事項 (契約内容等)
施設維持管理業務	(公社) 大仙市シルバー人材センター	年間	原則として毎週 火曜日の午前8 時～午後4時
遊具等保守点検業務	オサムインク(株)	年1回	賠償保険を含 む

(施設6) 南外ふれあいパーク・ふれあい広場 (南外グラウンド・ゴルフ場)

業務名	業務委託先	頻度	留意事項 (契約内容等)
施設維持管理業務 (グラウンド・ゴルフ場)	(公社) 大仙市シルバー人材センター	年間	原則として毎週 火曜日の午前8 時～午後4時

(別紙3)
大仙市南外地域スポーツ施設及び関連施設 備品一覧

(施設1) 大仙市南外体育館

*備品等 (I種) ※市が購入調達し、指定管理者に貸与するもの

No.	品名	メーカー	数量	購入年度	更新時の責任分担		備考
					市	指定管理者	
1	床暖用温水ボイラー	加熱工業(株)	1	H5	○		
2	自走式雑草刈り機オートモア	アグリップ	2	H21	○		
3	自走式雑草刈り機オートモア	TOKO	1	H18	○		
4	携行燃料タンク		2	H21		○	
5	演台	コクヨ	1	H5	○		
6	花台	コクヨ	1	H5	○		
7	会議用長テーブル	プラス	32	H5	○		
8	事務用デスク	コクヨ	5	H5	○		
9	事務用脇机	コクヨ	2	H5	○		
10	テーブル	コクヨ	1	H5	○		
11	事務用椅子	コクヨ	3	H5	○		
12	丸椅子	コクヨ	2	H5	○		
13	事務室来客用椅子		2	H5	○		
14	会議室肘掛け付椅子		6	H6	○		
15	長椅子	コクヨ	23	H6	○		
16	書類棚(引き違い戸鍵付)大	コクヨ	1	H6	○		
17	書類棚(引き違い戸鍵付)小	コクヨ	2	H6	○		
18	書類棚(両開き戸鍵付)大	コクヨ	2	H6	○		
19	書類棚(引き違い戸鍵付)大	ライオン	1	H6	○		
20	食器棚	コクヨ	1	H5	○		
21	ロッカー	コクヨ	2	H6	○		
22	清掃用ロッカー	ライオン	1	H6	○		
23	レジスター	TEC	1	H6	○		
24	靴棚(20足用)	プラス	8	H6	○		
25	扉付靴棚(6足用)	プラス	1	H6	○		
26	展示用ガラスケース	タテヤマ	2	H6	○		
27	展示棚		1	H6	○		
28	くず入れ	コクヨ	1	H5		○	
29	くず入れ(蓋付き)		1	H5		○	
30	屋外用くず入れ		2	H5		○	
31	傘立て(30本用)	コクヨ	1	H5	○		
32	コートハンガー	コクヨ	1	H5	○		
33	灰皿スタンド	コクヨ	3	H5		○	
34	案内板(ホワイトボード)		1	H5	○		
35	壁掛ホワイトボード	コクヨ	1	H5	○		
36	展示パネル	コクヨ	4	H5	○		
37	台車	コクヨ	1	H5	○		TK-10
38	台車	コクヨ	1	H5	○		TK-20
39	台車	コクヨ	1	H5	○		TK-51
40	電話機		1	H21		○	
41	冷蔵庫	ナショナル	1	H6		○	

No.	品名	メーカー	数量	購入年度	更新時の責任分担		備考
					市	指定管理者	
42	電子レンジ	シャープ	1	H6		○	
43	消火器	ヤマト	16	H5	○		
44	消火器設置台		7	H5	○		
45	消火器ボックス		6	H5	○		
46	掃除機	ナショナル	1	H5		○	
47	更衣室用棚(10人用)		14	H5	○		
48	事務室用電波時計	カシオ	1	H5		○	
49	テントセット		2	H5	○		パラソル型
50	テントセット		2	H5	○		組み立て型
51	ハシゴ(2連式)		1	H5		○	
52	脚立		1	H5		○	
53	耐火金庫	L I O N	1	H6	○		
54	パイプ椅子	プラス	454	H6	○		
55	ミニコンプレッサー	モルテン	1	H5	○		
56	テレビデオ	アイワ	1	H9	○		
57	パワードミキサー	ビクター	1	H5	○		
58	ワイヤレスチューナー	ビクター	1	H5	○		
59	CDプレーヤー	ビクター	1	H5	○		
60	Wカセットデッキ	ビクター	1	H5	○		
61	イコライザー	ビクター	2	H5	○		
62	デジタルディレイ	ビクター	1	H5	○		
63	パワーアンプ	ビクター	1	H5	○		
64	収納ラック	ビクター	1	H5	○		
65	サブスピーカー	ビクター	2	H5	○		
66	ハネ返りスピーカー	ビクター	2	H5	○		
67	マイク	ビクター	2	H5	○		
68	マイク	S H U R E	1	H5	○		
69	マイクスタンド		1	H5	○		
70	ラジカセ	ソニー	1	H5	○		
71	延長ドラム		2	H5		○	
72	FFファンヒーター	サンポット	1	H5	○		
73	FFファンヒーター	サンポット	2	H5	○		
74	ジェットヒーター	サンポット	1	H5	○		
75	鍵付ブルーヒーター	コロナ	1	H5	○		
76	エアコン	ナショナル	1		○		
77	踏み台		14	H6	○		
78	防球ネット		8	H5	○		
79	モップハンガー	ライト	1	H6	○		
80	トレーニングマシーン		1	H6	○		
81	バレーボール用支柱	セノー	2	H5	○		
82	バレーボール用支柱カバー	セノー	2	H5	○		
83	バレーボール用審判台	セノー	2	H5	○		
84	バレーボール用ネット(6人制用)	セノー	2	H5	○		
85	バレーボール用ネット(9人制用)	セノー	2	H5	○		
86	バレーボール用サイドベルト	アシックス	2	H5	○		

No.	品名	メーカー	数量	購入年度	更新時の責任分担		備考
					市	指定管理者	
87	バレーボール用アンテナ	アシックス	1	H5	○		
88	得点板	セノー	4	H5	○		
89	得点表示セット	モルテン	4	H6	○		
90	バレーボール用審判台	アシックス	2	H6	○		
91	テニス用支柱	セノー	2	H5	○		
92	テニス用ネット（軟式用）	セノー	2	H5	○		
93	テニス用審判台	セノー	2	H5	○		
94	バトミントン用支柱	セノー	4	H6	○		
95	バトミントン用ネット	アシックス	4	H6	○		
96	卓球台	カワイ	5	H6	○		
97	卓球スクリーン	ライト	11	H6	○		
98	卓球用得点板	ライト	4	H6	○		
99	バスケットボール用 30秒タイマーセット	モルテン	2	H6	○		
100	ウレタンマット	カワイ	1	H6	○		
101	用具庫用スチールラック		3	H6	○		
102	踏切板	ジャベリン	1	H6	○		
103	綱引き用綱		2	H5	○		
104	ネット測定スケール	アシックス	2	H5	○		
105	フロアシート	セノー	40	H6	○		
106	フロアシート巻取機	ライト	1	H6	○		
107	フロアシート巻取芯棒	ライト	8	H6	○		
108	空気圧力計	ミカサ	1	H6	○		
109	スマイルボウリングセット		6	H18	○		
110	グラウンド・ゴルフクラブセット		9	H18	○		
111	グラウンド・ゴルフセット (ジュニア用)		5	H18	○		
112	ターゲットバードゴルフセット		7	H18	○		
113	ストップウォッチ	セイコー	1	H6	○		
114	キーボックス		1	H5	○		
115	防災ラジオ	北斗通信	1	H29	○		

*備品等（Ⅱ種）※市が必要と判断し、指定管理者に購入調達させたもの

No.	品名	メーカー	数量	購入年度	更新時の責任分担		備考
					市	指定管理者	
	なし						

(施設2) 大仙市営南外運動場

*備品等 (I種) ※市が購入調達し、指定管理者に貸与するもの

No.	品名	メーカー	数量	購入年度	更新時の責任分担		備考
					市	指定管理者	
1	ライン引き (大)		1	H9	○		
2	ライン引き (小)		2	H9	○		
3	トンボ		4	H9	○		
4	ブラシ		2	H9		○	
5	レーキ		1	H9	○		
6	一輪車		1	H9	○		
7	竹ぼうき		2	H9		○	
8	スコップ		4	H9		○	
9	カケヤ		1	H9		○	
10	鍬		1	H9		○	
11	散水用ホース		2	H9	○		
12	バット入れ		2	H9	○		

*備品等 (II種) ※市が必要と判断し、指定管理者に購入調達させたもの

No.	品名	メーカー	数量	購入年度	更新時の責任分担		備考
					市	指定管理者	
	なし						

(施設3) 大仙市南外山村運動広場

*備品等 (I種) ※市が購入調達し、指定管理者に貸与するもの

No.	品名	メーカー	数量	購入年度	更新時の責任分担		備考
					市	指定管理者	
1	事務机		1	H9	○		
2	長テーブル		5	H9	○		
3	座テーブル		4	H9	○		
4	座布団		10	H9		○	
5	事務机用イス		1	H9	○		
6	パイプイス		11	H9	○		
7	ロッカー	コクヨ	2	H9	○		
8	アンプ	TOA	1	H9	○		
9	ワイヤレスチューナー	TOA	1	H9	○		
10	マイク		2	H9	○		
11	ワイヤレスマイク	TOA	1	H9	○		
12	延長ドラム		2	H9		○	
13	食器棚		1	H9	○		
14	ガステーブル	サンウェーブ	1	H9	○		
15	ガス湯沸かし器	パロマ	1	H9	○		
16	石油ストーブ	サンポット	1	H9	○		
17	FFファンヒーター	サンポット	1	H9	○		

No.	品名	メーカー	数量	購入年度	更新時の責任分担		備考
					市	指定管理者	
18	キーボックス	コクヨ	1	H9	○		
19	灰皿スタンド		1	H9		○	
20	消火器		1	H9	○		
21	消火器設置台		1	H9	○		
22	傘立て (15本用)		1	H9	○		
23	ライン引き (大)		1	H28	○		
24	ライン引き (中)		1	H9	○		
25	ライン引き (小)		3	H9	○		
26	石灰落とし器		1	H9	○		
27	トンボ		8	H9	○		
28	ブラシ		2	H9		○	
29	レーキ		6	H9	○		
30	大型レーキ (けん引用)		1	H9	○		
31	屋外用ゴミ入れ		2	H9		○	
32	点数板		1	H9	○		
33	脚立		1	H9		○	
34	一輪車		1	H9	○		
35	マウンド水まき用ホース		1	H9	○		
36	学童用ネット(設置用杭含む)		3	H9	○		
37	学童用ネット(設置用杭含む)		1	H25	○		
38	玄関マット		2	H9	○		
39	スコップ		1	H9		○	
40	カケヤ		1	H9		○	
41	ダックアウト用ベンチ		8	H9	○		
42	スコアラー用机・イス		2	H9	○		
43	バット入れ		2	H9	○		
44	イス用カート		1	H9	○		
45	ベース		3	H9	○		
46	ワイヤレスアンプ	日本電音	1	H29	○		
47	ワイヤレスマイクロホン	日本電音	2	H29	○		

*備品等(Ⅱ種) ※市が必要と判断し、指定管理者に購入調達させたもの

No.	品名	メーカー	数量	購入年度	更新時の責任分担		備考
					市	指定管理者	
	なし						

(施設4)大仙市南外テニスコート*** 備品等(Ⅰ種)※市が購入調達し、指定管理者に貸与するもの**

No.	品名	メーカー	数量	購入年度	更新時の責任分担		備考
					市	指定管理者	
1	テニス用審判台	セノー	1	H9	○		
2	テニス用ネット支柱		5	H9	○		
3	テニス用ネット		4	H9	○		
4	ベンチ		10	H9	○		
5	ブラシ		1	H9		○	

*** 備品等(Ⅱ種)※市が必要と判断し、指定管理者に購入調達させたもの**

No.	品名	メーカー	数量	購入年度	更新時の責任分担		備考
					市	指定管理者	
	なし						

(施設5) 南外ふれあいパーク

*備品等(I種)※市が購入調達し、指定管理者に貸与するもの

No.	品名	メーカー	数量	購入年度	更新時の責任分担		備考
					市	指定管理者	
1	肩掛け刈払機		1		○		
2	背負い刈払機		2		○		
3	携帯燃料タンク(大)		1			○	
4	携帯燃料タンク(小)		1			○	
5	動力式噴霧器		1		○		
6	貯水タンク(軽トラ用)		2		○		
7	草刈り鎌(小)		1			○	
8	高枝切りバサミ		3		○		
9	剪定バサミ		1			○	
10	スコップ		12			○	
11	鍬		3			○	
12	レーキ		4		○		
13	フォーク		1		○		
14	脚立		1			○	
15	脚立(三つ脚)		1		○		
16	チェーンソー		1		○		
17	一輪車		1		○		

*備品等(II種)※市が必要と判断し、指定管理者に購入調達させたもの

No.	品名	メーカー	数量	購入年度	更新時の責任分担		備考
					市	指定管理者	
	なし						

(施設6) 南外ふれあいパーク・ふれあい広場(南外グラウンド・ゴルフ場)

*備品等(I種)※市が購入調達し、指定管理者に貸与するもの

No.	品名	メーカー	数量	購入年度	更新時の責任分担		備考
					市	指定管理者	
1	グラウンド・ゴルフ用 ホール	アシックス	16	18	○		ホールポスト スタートマット
2	グラウンド・ゴルフ用 ホール(ステンレス製)	アシックス	8	22	○		ホールポスト スタートマット

*備品等(II種)※市が必要と判断し、指定管理者に購入調達させたもの

No.	品名	メーカー	数量	購入年度	更新時の責任分担		備考
					市	指定管理者	
	なし						

大仙市南外地域スポーツ施設及び関連施設の利用者数及び施設維持管理費等

(施設1) 大仙市南外体育館

◎施設利用状況及び収入の実績(税抜)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (見込み)	備考
利用件数(件)	688	775	730	
利用者数(人)	18,588	18,099	18,340	
利用料金収入(円)	502,444	539,190	520,810	
その他の収入(円)	14,777	2,560	8,660	コピー機使用料等
自動販売機収入(円)	158,087	136,077	147,080	
自動販売機電気料(円)	35,811	36,048	35,920	

◎施設維持管理費用の実績(税抜)

単位:円

項目		平成28年度	平成29年度	平成30年度 (見込み)	備考
人件費	賃金 (非課税項目)	3,302,373	3,735,367	3,518,870	
	社会保険料 (非課税項目)	540,106	565,769	552,940	
需用費	指定管理施設の 電気料	1,828,833	1,924,768	1,876,810	
	自動販売機電気料	35,811	36,048	35,930	
	上下水道料	341,831	339,977	340,910	
	燃料費	690,399	1,119,462	904,940	
	修繕料	140,140	213,762	176,960	
	消耗品費	173,298	155,530	164,420	
役務費	電話料	156,275	151,397	153,840	
	郵便料	4,063	2,444	3,260	
	手数料	5,930	4,630	5,280	
	保険料 (非課税項目)	92,000	92,000	92,000	
委託料		1,556,533	1,478,612	1,517,580	
使用料及び賃借料		44,711	44,711	44,720	
備品購入費		0	0	0	
消費税 (非課税項目)		398,225	437,708	417,980	
計		9,310,528	10,302,185	9,806,440	

◎基準費用額

(平成31年度)

(施設1) 大仙市南外体育館

項目	項目	金額 (円)		積算根拠
		9月まで	10月から	
年間維持 管理費用 (税抜き)	人件費	1,735,000	1,715,000	
	賃金	1,478,000	1,478,000	9月まで@770円×8時間×20日×6ヶ月×2人=1,478,400円 10月から@770円×8時間×20日×6ヶ月×2人=1,478,400円
	社会保険料	257,000	237,000	◎事業主負担分 (標準月額報酬: 126,000円) ○健康保険料 126,000円×10.13%×1/2=6,381円 6,381円×12ヶ月×1人=76,572円(介護保険なし) 126,000円×11.70%×1/2=7,371円 7,371円×12ヶ月×1人=88,452円(介護保険あり) ○厚生年金保険料 126,000円×18.300%×1/2=11,529円 11,529円×12ヶ月×2人=276,696円 ○子ども・子育て拠出金 126,000円×0.23%×12ヶ月×2人=6,955円 ○労災保険料 (その他各種事業) 123,200円×0.003×12ヶ月×2人=8,870円 ○雇用保険料 (一般の事業) 123,200円×0.006×12ヶ月×2人=17,740円 ○健康診断料 10,000円×2人=20,000円 ◎合計495,285円 9月まで257,643円 (健康診断料含む) 10月から237,642円
	需用費	1,442,000	2,458,000	
	指定管理施設の電気料	870,000	1,050,000	9月まで@145,000円×6ヶ月=870,000円 10月から@175,000円×6ヶ月=1,050,000円
	自動販売機電気料	12,000	18,000	9月まで@2,000円×6ヶ月=12,000円 10月から@3,000円×6ヶ月=18,000円
	上下水道料	174,000	176,000	○簡易水道料金 (口径40mm) 基本料金 9月まで@13,370×6ヶ月=80,220円 10月から@13,370×6ヶ月=80,220円 従量料金 9月まで@278×65m ³ ×6ヶ月=108,420円 10月から@278×68m ³ ×6ヶ月=113,424円 (9月まで80,220円+108,420円/1.08≒174,667円) (10月から80,220円+113,424円/1.1=176,040円)
	燃料費	86,000	914,000	9月まで レギュラーガソリン@130.5×111 ^{リットル} ×6ヶ月=86,913円 10月から レギュラーガソリン@130.5×11 ^{リットル} ×6ヶ月=8,613円 灯油@82.0×1,858 ^{リットル} ×6ヶ月=914,136円
	修繕料	150,000	150,000	小破修繕 (施設2~4含む)
	消耗品費	150,000	150,000	事務用品、トイレットペーパー等 (施設2~4含む)
	役務費	89,000	76,000	
	電話料	72,000	72,000	9月まで@12,000円×6ヶ月=72,000円 10月から@12,000円×6ヶ月=72,000円
	郵便料	4,000	4,000	9月まで@120円×40通=4,800円 10月から@120円×40通=4,800円 (9月まで4,800円/1.08≒4,444円) (10月から4,800円/1.1≒4,364円)
	手数料	13,000	0	浄化槽法定検査手数料等
	保険料	0	0	

項目	項目	金額 (円)		積算根拠
		9月まで	10月から	
	委託料	645,000	730,000	○機械装置点検業務 380,000円 ○浄化槽保守点検 118,000円 ○消防設備保守点検 54,000円 ○一般廃棄物収集運搬業務 79,000円 ○自家用電気工作物保安管理業務 132,000円 ○定期清掃業務 384,000円 上記9月まで573,500円 上記10月から573,500円 ○草刈り業務 (シルバー人材センター) ※集積を含む 9月まで@924×7H×2日×6ヶ月=77,616円 10月から@924×7H×2日×2ヶ月=25,872円 (9月まで77,616円/1.08=71,867円) (10月から25,872円/1.1=23,520円) ○除雪作業 (シルバー人材センター) 10月から@2,332×7H×3日×3ヶ月=146,916円 ※機械持込11馬力まで (10月から146,916円/1.1=133,560円)
	使用料及び 借り上げ料	69,000	69,000	○モップ等リース 46,000円 ○複写機リース 92,000円
	備品購入費	0	0	
	小計	3,980,000	5,048,000	⑤
利用料収入等 (税抜き)	利用料金	261,000	261,000	9月まで@43,400×6ヶ月=260,400円 10月から@43,400×6ヶ月=260,400円
	自動販売機収入	74,000	74,000	9月まで@12,300×6ヶ月=73,800円 (2台分) 10月から@12,300×6ヶ月=73,800円 (2台分)
	自動販売機電気料	12,000	18,000	9月まで2,000円×6ヶ月=12,000円 (2台分) 10月から3,000円×6ヶ月=18,000円 (2台分)
	小計	347,000	353,000	⑥
差引額⑤-⑥		3,633,000	4,695,000	⑦
消費税 (9月まで ⑦×8%) (10月から ⑦×10%)		290,640	469,500	⑧
平成31年度の基準費用額		3,923,640	5,164,500	⑦+⑧

注1：基準費用について、社会情勢等により消費税の増税が見送られた場合には相応して変更するものとします。
注2：利用料金の額については、指定に係る施設の設置及び管理に関し定めた条例に規定される現行の額で積算しています。社会情勢の変化により、条例改正が行われた場合には、相応して基準費用額を変更するものとします。

◎基準費用額

(平成32年度以降)

(施設1) 大仙市南外体育館

項目	項目	金額 (円)	積算根拠
年間維持 管理費用 (税抜き)	人件費	3,451,000	
	賃金	2,956,000	@770円×8時間×20日×12ヶ月×2人=2,956,800円
	社会保険料	495,000	◎事業主負担分 (標準月額報酬: 126,000円) ○健康保険料 126,000円×10.13%×1/2=6,381円 6,381円×12ヶ月×1人=76,572円(介護保険なし) 126,000円×11.70%×1/2=7,371円 7,371円×12ヶ月×1人=88,452円(介護保険あり) ○厚生年金保険料 126,000円×18.300%×1/2=11,529円 11,529円×12ヶ月×2人=276,696円 ○子ども・子育て拠出金 126,000円×0.23%×12ヶ月×2人=6,955円 ○労災保険料 (その他各種事業) 123,200円×0.003×12ヶ月×2人=8,870円 ○雇用保険料 (一般の事業) 123,200円×0.006×12ヶ月×2人=17,740円 ○健康診断料 10,000円×2人=20,000円 ◎合計495,285円
	需用費	3,908,000	
	指定管理施設の電気料	1,920,000	@160,000円×12ヶ月=1,920,000円
	自動販売機電気料	30,000	@2,500円×12ヶ月=30,000円
	上下水道料	349,000	○簡易水道料金 (口径40mm) 基本料金 @13,370×12ヶ月=160,440円 従量料金 @278×67m ³ ×12ヶ月=223,512円 (160,440円+223,512円/1.1≒349,047円)
	燃料費	1,009,000	9月まで レギュラーガソリン@130.5×61 ^{リットル} ×12ヶ月=95,526円 灯油@82.0×929 ^{リットル} ×12ヶ月=914,136円
	修繕料	300,000	小破修繕 (施設2~4含む)
	消耗品費	300,000	事務用品、トイレットペーパー等 (施設2~4含む)
	役務費	165,000	
	電話料	144,000	@12,000円×12ヶ月=144,000円
	郵便料	8,000	@120円×80通=9,600円 (9,600円/1.1≒8,727円)
	手数料	13,000	浄化槽法定検査手数料等
	保険料	0	

項目	項目	金額 (円)	積算根拠
	委託料	1,374,000	○機械装置点検業務 380,000円 ○浄化槽保守点検 118,000円 ○消防設備保守点検 54,000円 ○一般廃棄物収集運搬業務 79,000円 ○自家用電気工作物保安管理業務 132,000円 ○定期清掃業務 384,000円 ○草刈り業務 (シルバー人材センター) ※集積を含む @924×7H×2日×8ヶ月=103,488円 (103,488円/1.1=94,080円) ○除雪作業 (シルバー人材センター) @2,332×7H×3日×3ヶ月=146,916円 ※機械持込11馬力まで (146,916円/1.1=133,560円)
	使用料及び 借り上げ料	138,000	○モップ等リース 46,000円 ○複写機リース 92,000円
	備品購入費	0	
	小計	9,036,000	⑤
利用料収入等 (税抜き)	利用料金	521,000	@43,400×12ヶ月=520,800円
	自動販売機収入	148,000	@12,300×12ヶ月=147,600円 (2台分)
	自動販売機電気料	30,000	@2,500円×12ヶ月=30,000円 (2台分)
	小計	699,000	⑥
差引額⑤－⑥		8,337,000	⑦
消費税 (⑦×10%)		833,700	⑧
平成32年度以降の基準費用額		9,170,700	⑦+⑧

注1：利用料金の額については、指定に係る施設の設置及び管理に関し定めた条例に規定される現行の額で積算しています。社会情勢の変化により、条例改正が行われた場合には、相応して基準費用額を変更するものとします。

(施設2) 大仙市営南外運動場

◎施設利用状況及び収入の実績(税抜)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (見込み)	備考
利用件数(件)	20	22	20	
利用者数(人)	1,010	1,008	1,000	
利用料金収入(円)	3,472	5,694	4,580	
その他の収入(円)	0	0	0	
自動販売機収入(円)	0	0	0	
自動販売機電気料(円)	0	0	0	

◎施設維持管理費用の実績(税抜)

単位:円

項目		平成28年度	平成29年度	平成30年度 (見込み)	備考
人件費	賃金 (非課税項目)	0	0	0	※(施設1)に集約
	社会保険料 (非課税項目)	0	0	0	
需用費	指定管理施設の 電気料	0	0	0	
	自動販売機電気料	0	0	0	
	上下水道料	0	0	0	
	燃料費	0	0	0	※(施設1)に集約
	修繕料	0	0	0	
	消耗品費	0	0	0	
役務費	電話料	0	0	0	
	郵便料	0	0	0	
	保険料 (非課税項目)	390	390	390	
委託料		174,304	144,625	159,470	
使用料及び賃借料		0	0	0	
備品購入費		0	0	0	
消費税 (非課税項目)		13,944	11,570	12,760	
計		188,638	156,585	172,620	

◎基準費用額

(平成31年度)

(施設2) 大仙市営南外運動場

項目	項目	金額 (円)		積算根拠
		9月まで	10月から	
年間維持 管理費用 (税抜き)	人件費	0	0	※(施設1)に集約
	賃金	0	0	
	社会保険料	0	0	
	需用費	0	0	
	指定管理施設の電気料	0	0	
	自動販売機電気料	0	0	
	上下水道料	0	0	
	燃料費	0	0	※(施設1)に集約
	修繕料	0	0	※(施設1)に集約
	消耗品費	0	0	※(施設1)に集約
	役務費	0	0	
	電話料	0	0	
	郵便料	0	0	
	保険料	0	0	
	委託料	107,000	124,000	○草刈り業務(シルバー人材センター) ※集積を含む 9月まで@924×7H×3日×6ヶ月=116,424円 10月から@924×7H×3日×2ヶ月=38,808円 (9月まで116,424円/1.08=107,800円) (10月から38,808円/1.1=35,280円) ○除雪作業(シルバー人材センター) 10月から@2,332×7H×2日×3ヶ月=97,944円 ※機械持込11馬力まで (10月から97,944円/1.1=89,040円)
	使用料及び 借り上げ料	0	0	
	備品購入費	0	0	
小計	107,000	124,000	⑤	
利用料収入等 (税抜き)	利用料金	4,000	2,000	9月まで@600×6ヶ月=3,600円 10月から@600×2ヶ月=1,200円
	小計	4,000	2,000	⑥

項目	項目	金額 (円)		積算根拠
		9月まで	10月から	
	差引額⑤－⑥	103,000	122,000	⑦
	消費税 (9月まで ⑦×8%) (10月から ⑦×10%)	8,240	12,200	⑧
	平成31年度の基準費用額	111,240	134,200	⑦+⑧

注1：基準費用について、社会情勢等により消費税の増税が見送られた場合には相応して変更するものとします。

注2：利用料金の額については、指定に係る施設の設置及び管理に関し定めた条例に規定される現行の額で積算しています。社会情勢の変化により、条例改正が行われた場合には、相応して基準費用額を変更するものとします。

◎基準費用額

(平成32年度以降)

(施設2) 大仙市営南外運動場

項目	項目	金額(円)	積算根拠
年間維持 管理費用 (税抜き)	人件費	0	※(施設1)に集約
	賃金	0	
	社会保険料	0	
	需用費	0	
	指定管理施設の電気料	0	
	自動販売機電気料	0	
	上下水道料	0	
	燃料費	0	※(施設1)に集約
	修繕料	0	※(施設1)に集約
	消耗品費	0	※(施設1)に集約
	役務費	0	
	電話料	0	
	郵便料	0	
	手数料	0	
	保険料	0	
	委託料	230,000	○草刈り業務(シルバー人材センター) ※集積を含む @924×7H×3日×8ヶ月=155,232円 (155,232円/1.1=141,120円) ○除雪作業(シルバー人材センター) @2,332×7H×2日×3ヶ月=97,944円 ※機械持込11馬力まで (97,944円/1.1=89,040円)
	使用料及び 借り上げ料	0	
	備品購入費	0	
	小計	230,000	⑤
利用料収入等 (税抜き)	利用料金	5,000	@600×8ヶ月=4,800円
	小計	5,000	⑥

項目	項目	金額 (円)	積算根拠
	差引額⑤－⑥	225,000	⑦
	消費税 (⑦×10%)	22,500	⑧
	平成32年度以降の基準費用額	247,500	⑦+⑧

注1：利用料金の額については、指定に係る施設の設置及び管理に関し定めた条例に規定される現行の額で積算しています。社会情勢の変化により、条例改正が行われた場合には、相応して基準費用額を変更するものとします。

(施設3) 大仙市南外山村運動広場

◎施設利用状況及び収入の実績(税抜)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (見込み)	備考
利用件数(件)	50	20	30	
利用者数(人)	2,039	1,296	1,660	
利用料金収入(円)	8,889	3,889	6,380	
その他の収入(円)	0	0	0	
自動販売機収入(円)	74,492	69,155	71,820	
自動販売機電気料(円)	28,532	26,977	27,750	

◎施設維持管理費用の実績(税抜)

単位:円

項目		平成28年度	平成29年度	平成30年度 (見込み)	備考
人件費	賃金 (非課税項目)	0	0	0	※(施設1)に集約
	社会保険料 (非課税項目)	0	0	0	
需用費	指定管理施設の 電気料	99,160	100,515	99,840	
	自動販売機電気料	28,532	26,977	27,760	
	上下水道料	268,350	233,606	250,980	
	燃料費	0	0	0	※(施設1)に集約
	修繕料	20,500	0	10,250	
	消耗品費	5,759	0	2,880	
役務費	電話料	0	0	0	
	郵便料	0	0	0	
	保険料 (非課税項目)	1,020	1,020	1,020	
委託料		200,884	218,935	209,910	
使用料及び賃借料		0	0	0	
備品購入費		0	0	0	
消費税 (非課税項目)		49,854	46,402	48,130	
計		674,059	627,455	650,770	

◎基準費用額

(平成31年度)

(施設3) 大仙市南外山村運動広場

項目	項目	金額 (円)		積算根拠
		9月まで	10月から	
年間維持 管理費用 (税抜き)	人件費	0	0	※(施設1)に集約
	賃金	0	0	
	社会保険料	0	0	
	需用費	269,000	114,000	
	指定管理施設の電気料	48,000	42,000	9月まで@8,000円×6ヶ月=48,000円 10月から@7,000円×6ヶ月=42,000円
	自動販売機電気料	21,000	7,000	9月まで@3,500円×6ヶ月=21,000円 10月から@3,500円×2ヶ月=7,000円 ※12月～3月まで自動販売機撤去
	上下水道料	200,000	65,000	○簡易水道料金(口径50mm) 基本料金 9月まで@24,680×6ヶ月=148,080円 10月から@24,680×2ヶ月=49,360円 従量料金 9月まで@247×46m ³ ×6ヶ月=68,172円 10月から@247×47m ³ ×2ヶ月=23,218円 ※12月～3月まで冬季閉栓 (9月まで148,080円+68,172円/1.08≒200,233円) (10月から49,360円+23,218円/1.1=65,980円)
	燃料費	0	0	※(施設1)に集約
	修繕料	0	0	※(施設1)に集約
	消耗品費	0	0	※(施設1)に集約
	役務費	5,000	0	
	電話料	0	0	
	郵便料	0	0	
	手数料	5,000	0	浄化槽法定検査手数料等
	保険料	0	0	
	委託料	141,000	202,000	○浄化槽保守点検 68,000円 上記9月まで34,000円 上記10月から34,000円 ○草刈り業務(シルバー人材センター) ※集積を含む 9月まで@924×7H×3日×6ヶ月=116,424円 10月から@924×7H×3日×2ヶ月=38,808円 (9月まで116,424円/1.08=107,800円) (10月から38,808円/1.1=35,280円) ○除雪作業(シルバー人材センター) 10月から@2,332×7H×3日×3ヶ月=146,916円 ※機械持込11馬力まで (10月から146,916円/1.1=133,560円)
	使用料及び 借り上げ料	0	0	
	備品購入費	0	0	
	小計	415,000	316,000	⑤

項目	項目	金額 (円)		積算根拠
		9月まで	10月から	
利用料収入等 (税抜き)	利用料金	5,000	2,000	9月まで@800×6ヶ月=4,800円 10月から@800×2ヶ月=1,600円
	自動販売機収入	54,000	18,000	9月まで@9,000×6ヶ月=54,000円 (2台分) 10月から@9,000×2ヶ月=18,000円 (2台分) ※12月～3月まで自動販売機撤去
	自動販売機電気料	21,000	7,000	9月まで@3,500円×6ヶ月=21,000円 (2台分) 10月から@3,500円×2ヶ月=7,000円 (2台分) ※12月～3月まで自動販売機撤去
	小計	80,000	27,000	⑥
差引額⑤－⑥		335,000	289,000	⑦
消費税 (9月まで ⑦×8%) (10月から ⑦×10%)		26,800	28,900	⑧
平成31年度の基準費用額		361,800	317,900	⑦＋⑧

注1：基準費用について、社会情勢等により消費税の増税が見送られた場合には相応して変更するものとします。

注2：利用料金の額については、指定に係る施設の設置及び管理に関し定めた条例に規定される現行の額で積算しています。社会情勢の変化により、条例改正が行われた場合には、相応して基準費用額を変更するものとします。

◎基準費用額

(平成32年度以降)

(施設3) 大仙市南外山村運動広場

項目	項目	金額(円)	積算根拠
年間維持 管理費用 (税抜き)	人件費	0	※(施設1)に集約
	賃金	0	
	社会保険料	0	
	需用費	386,000	
	指定管理施設の電気料	96,000	@8,000円×12ヶ月=96,000円
	自動販売機電気料	28,000	@3,500円×8ヶ月=28,000円 ※12月～3月まで自動販売機撤去
	上下水道料	262,000	○簡易水道料金(口径50mm) 基本料金 @24,680×8ヶ月=197,440円 従量料金 @247×46m ³ ×8ヶ月=90,896円 ※12月～3月まで冬季閉栓 (197,440円+90,896円/1.1≒262,124円)
	燃料費	0	※(施設1)に集約
	修繕料	0	※(施設1)に集約
	消耗品費	0	※(施設1)に集約
	役務費	5,000	
	電話料	0	
	郵便料	0	
	手数料	5,000	浄化槽法定検査手数料等
	保険料	0	
	委託料	342,000	○浄化槽保守点検 68,000円 ○草刈り業務(シルバー人材センター) ※集積を含む @924×7H×3日×8ヶ月=155,232円 (155,232円/1.1=141,120円) ○除雪作業(シルバー人材センター) @2,332×7H×3日×3ヶ月=146,916円 ※機械持込11馬力まで (146,916円/1.1=133,560円)
	使用料及び 借り上げ料	0	
備品購入費	0		
小計	733,000	⑤	
利用料収入等 (税抜き)	利用料金	7,000	@800×8ヶ月=6,400円
	自動販売機収入	72,000	@9,000×8ヶ月=72,000円(2台分) ※12月～3月まで自動販売機撤去
	自動販売機電気料	28,000	@3,500円×8ヶ月=28,000円(2台分) ※12月～3月まで自動販売機撤去

項目	項目	金額 (円)	積算根拠
	小計	107,000	⑥
差引額⑤－⑥		626,000	⑦
消費税 (⑦×10%)		62,600	⑧
平成32年度以降の基準費用額		688,600	⑦+⑧

注1：利用料金の額については、指定に係る施設の設置及び管理に関し定めた条例に規定される現行の額で積算しています。社会情勢の変化により、条例改正が行われた場合には、相応して基準費用額を変更するものとします。

(施設4) 大仙市南外テニスコート

◎施設利用状況及び収入の実績(税抜)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (見込み)	備考
利用件数(件)	280	270	270	
利用者数(人)	4,183	3,076	3,620	
利用料金収入(円)	153,292	127,046	140,160	
その他の収入(円)	0	0	0	
自動販売機収入(円)	0	0	0	
自動販売機電気料(円)	0	0	0	

◎施設維持管理費用の実績(税抜)

単位:円

項目		平成28年度	平成29年度	平成30年度 (見込み)	備考
人件費	賃金 (非課税項目)	0	0	0	※(施設1)に集約
	社会保険料 (非課税項目)	0	0	0	
需用費	指定管理施設の 電気料	166,481	150,879	158,680	
	自動販売機電気料	0	0	0	
	上下水道料	6,341	5,448	5,900	
	燃料費	0	0	0	※(施設1)に集約
	修繕料	21,296	0	10,650	
	消耗品費	25,000	0	12,500	
役務費	電話料	0	0	0	
	郵便料	0	0	0	
	保険料 (非課税項目)	1,860	1,860	1,860	
委託料		21,331	25,491	23,420	
使用料及び賃借料		0	0	0	
備品購入費		0	0	0	
消費税 (非課税項目)		19,235	14,545	16,900	
計		261,544	198,223	229,910	

◎基準費用額

(平成31年度)

(施設4) 大仙市南外テニスコート

項目	項目	金額 (円)		積算根拠
		9月まで	10月から	
年間維持 管理費用 (税抜き)	人件費	0	0	※(施設1)に集約
	賃金	0	0	
	社会保険料	0	0	
	需用費	89,000	67,000	
	指定管理施設の電気料	84,000	66,000	9月まで@14,000円×6ヶ月=84,000円 10月から@11,000円×6ヶ月=66,000円
	自動販売機電気料	0	0	
	上下水道料	5,000	1,000	○簡易水道料金(口径13mm) 基本料金 9月まで@820×6ヶ月=4,920円 10月から@820×2ヶ月=1,640円 従量料金 9月まで@144×1m ³ ×6ヶ月=864円 10月から@144×1m ³ ×2ヶ月=288円 ※12月～3月まで冬季閉栓 (9月まで4,920円+864円/1.08≒5,356円) (10月から1,640円+288円/1.1≒1,752円)
	燃料費	0	0	※(施設1)に集約
	修繕料	0	0	※(施設1)に集約
	消耗品費	0	0	※(施設1)に集約
	役務費	0	0	
	電話料	0	0	
	郵便料	0	0	
	手数料	0	0	
	保険料	0	0	
	委託料	71,000	112,000	○草刈り業務(シルバー人材センター) ※集積を含む 9月まで@924×7H×2日×6ヶ月=77,616円 10月から@924×7H×2日×2ヶ月=25,872円 (9月まで77,616円/1.08≒71,867円) (10月から25,872円/1.1=23,520円) ○除雪作業(シルバー人材センター) 10月から@2,332×7H×2日×3ヶ月=97,944円 ※機械持込11馬力まで (10月から97,944円/1.1=89,040円)
	使用料及び 借り上げ料	0	0	
	備品購入費	0	0	
	小計	160,000	179,000	⑤
	利用料金	106,000	36,000	9月まで@17,600×6ヶ月=105,600円 10月から@17,600×2ヶ月=35,200円

項目	項目	金額 (円)		積算根拠
		9月まで	10月から	
利用料収入等 (税抜き)				
	小計	106,000	36,000	⑥
差引額⑤－⑥		54,000	143,000	⑦
消費税 (9月まで ⑦×8%) (10月から ⑦×10%)		4,320	14,300	⑧
平成31年度の基準費用額		58,320	157,300	⑦+⑧

注1：基準費用について、社会情勢等により消費税の増税が見送られた場合には相応して変更するものとします。

注2：利用料金の額については、指定に係る施設の設置及び管理に関し定めた条例に規定される現行の額で積算しています。社会情勢の変化により、条例改正が行われた場合には、相応して基準費用額を変更するものとします。

◎基準費用額

(平成32年度以降)

(施設4) 大仙市南外テニスコート

項目	項目	金額 (円)	積算根拠
年間維持 管理費用 (税抜き)	人件費	0	※ (施設1) に集約
	賃金	0	
	社会保険料	0	
	需用費	157,000	
	指定管理施設の電気料	150,000	@12,500円×12ヶ月=150,000円
	自動販売機電気料	0	
	上下水道料	7,000	○簡易水道料金 (口径13mm) 基本料金 @820×8ヶ月=6,560円 従量料金 @144×1m ³ ×8ヶ月=1,152円 ※12月～3月まで冬季閉栓 (6,560円+1,152円/1.1≒7,011円)
	燃料費	0	※ (施設1) に集約
	修繕料	0	※ (施設1) に集約
	消耗品費	0	※ (施設1) に集約
	役務費	0	
	電話料	0	
	郵便料	0	
	保険料	0	
	委託料	183,000	○草刈り業務 (シルバー人材センター) ※集積を含む @924×7H×2日×8ヶ月=103,488円 (103,488円/1.1=94,080円) ○除雪作業 (シルバー人材センター) @2,332×7H×2日×3ヶ月=97,944円 ※機械持込11馬力まで (97,944円/1.1=89,040円)
	使用料及び 借り上げ料	0	
	備品購入費	0	
小計	340,000	⑤	
利用料収入等 (税抜き)	利用料金	141,000	@17,600×8ヶ月=140,800円
	小計	141,000	⑥

項目	項目	金額 (円)	積算根拠
	差引額⑤－⑥	199,000	⑦
	消費税 (⑦×10%)	19,900	⑧
	平成32年度以降の基準費用額	218,900	⑦+⑧

注1：利用料金の額については、指定に係る施設の設置及び管理に関し定めた条例に規定される現行の額で積算しています。社会情勢の変化により、条例改正が行われた場合には、相応して基準費用額を変更するものとします。

(施設5)南外ふれあいパーク施設の利用者数及び施設維持管理費等

◎施設利用状況及び収入の実績（税抜）

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (見込み)	備考
利用件数（件）				公園のため利用者把握困難
利用者数（人）				
利用料金収入（円）	0	0	0	
その他の収入（円）	0	0	0	
自動販売機収入（円）	20,246	21,995	21,120	
自動販売機電気料（円）	19,074	16,608	17,840	

◎施設維持管理費用の実績（税抜）

単位：円

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (見込み)	備考
人件費	賃金 (非課税項目)	219,397	134,232	176,820
	社会保険料 (非課税項目)	768	466	620
需用費	指定管理施設の 電気料	129,081	146,399	137,740
	自動販売機電気料	19,074	16,608	17,840
	上下水道料	28,696	24,992	26,850
	燃料費	0	0	0
	修繕料	0	0	0
	消耗品費	27,117	29,543	28,330
役務費	電話料	0	0	0
	郵便料	0	0	0
	手数料等	67,368	39,518	53,450
	保険料 (非課税項目)	460	460	460
委託料	1,220,271	1,170,857	1,195,570	
使用料及び賃借料	0	0	0	
備品購入費	0	0	0	
消費税 (非課税項目)	119,322	114,235	116,780	
計	1,831,554	1,677,310	1,754,460	

◎基準費用額

(平成31年度)

(施設5)南外ふれあいパーク

項目	項目	金額 (円)		積算根拠
		9月まで	10月から	
年間維持 管理費用 (税抜き)	人件費	0	0	※(施設1)に集約
	賃金	0	0	
	社会保険料	0	0	
	需用費	202,000	180,000	
	指定管理施設の電気料	68,000	68,000	9月まで@11,478円×6ヶ月=68,868円 10月から@11,478円×6ヶ月=68,868円
	自動販売機電気料	13,000	4,000	9月まで@2,230円×1台×6ヶ月=13,380円 10月から@2,230円×1台×2ヶ月=4,460円
	上下水道料	21,000	8,000	○上水道料金(口径13mm)4か所 ・四阿、敷地内トイレ、手洗い場、作業小屋 9月まで[基本料金@820円+(従量料金@144円×1m3)] ×6か月×4か所/1.08≒21,422円 10月から[基本料金@820円+(従量料金@144円×1m3)] ×2か月×4か所/1.1=8,483円
	燃料費	0	0	※(施設1)に集約
	修繕料	50,000	50,000	小破修繕
	消耗品費	50,000	50,000	除草剤、草刈り機用替刃、トイレ用品等
	役務費	58,000	0	
	電話料	0	0	
	郵便料	0	0	
	保険料	0	0	
	手数料	58,000	0	○検査・汲取り等 H27~H29年度の平均額 (74,365円+72,750円+42,680円)/3年/1.08 ≒58,578円
	委託料	221,000	58,000	○公園遊具保守点検業務委託 45,360円/1.08=42,000円 ○公園維持管理業務(草刈り、清掃等) ・シルバー人材センター 9月まで@924円×7時間×5日×6か月/1.08 ≒179,600円 10月から@924円×7時間×5日×2か月/1.1 ≒58,800円
	使用料及び 借り上げ料	42,000	41,000	○軽トラック借上 9月まで@6,480円×7日間分/1.08=42,000円 10月まで@6,480円×7日間分/1.1=41,236円
	備品購入費	0	0	
	小計	523,000	279,000	⑤

利用料収入等 (税抜き)	利用料金	0	0	一般公園のため無料開放
	その他の収入	0	0	
	自動販売機収入	16,000	6,000	9月まで@2,640円×1台×6か月=15,840円 10月から@2,640円×1台×2か月=5,280円
	自動販売機電気料	13,000	4,000	9月まで@2,230円×1台×6ヶ月=13,380円 10月から@2,230円×1台×2ヶ月=4,460円
	小計	29,000	10,000	⑥
差引額⑤－⑥		494,000	269,000	⑦
消費税 (9月まで ⑦×8%) (10月から ⑦×10%)		39,520	26,900	⑧
平成31年度の基準費用額		533,520	295,900	⑦+⑧

注1：基準費用について、社会情勢等により消費税の増税が見送られた場合には相応して変更するものとします。

注2：利用料金の額については、指定に係る施設の設置及び管理に関し定めた条例に規定される現行の額で積算しています。社会情勢の変化により、条例改正が行われた場合には、相応して基準費用額を変更するものとします。

◎基準費用額

(平成32年度以降)

(施設5)南外ふれあいパーク

項目	項目	金額 (円)	積算根拠
年間維持 管理費用 (税抜き)	人件費	0	※(施設1)に集約
	賃金	0	
	社会保険料	0	
	需用費	382,000	
	指定管理施設の電気料	137,000	@11,478円×12ヶ月=137,736円
	自動販売機電気料	17,000	@2,230円×1台×8ヶ月=17,840円
	上下水道料	28,000	○上水道料金(口径13mm)4か所 ・四阿、敷地内トイレ、手洗い場、作業小屋 [基本料金@820円+(従量料金@144円×1m3)] ×8ヶ月×4か所/1.1≒28,043円
	燃料費	0	※(施設1)に集約
	修繕料	100,000	小破修繕
	消耗品費	100,000	除草剤、草刈り機用替刃、トイレ用品等
	役務費	55,000	
	電話料	0	※(施設1)に集約
	郵便料	0	※(施設1)に集約
	保険料	0	
	手数料	55,000	検査・汲取り等 H27~H29年度の平均額 (49,146円+37,830円+97,000円)/3年/1.1 ≒55,750円
	委託料	276,000	○公園遊具保守点検業務委託 45,360円/1.1=41,236円 ○公園維持管理業務(草刈り、清掃等) ・シルバー人材センター @924円×7時間×5日×8ヶ月/1.1 =235,200円
使用料及び 借り上げ料	82,000	○軽トラック借上 @6,480円×14日間分/1.1≒82,472円	
備品購入費	0		
小計	795,000	⑤	

利用料収入等 (税抜き)	利用料金	0	一般公園のため無料開放
	その他の収入	0	
	自動販売機収入	22,000	@2,640円×1台×8ヵ月=21,120円
	自動販売機電気料	17,000	@2,230円×1台×8ヶ月=17,840円
	小計	39,000	⑥
差引額⑤－⑥		756,000	⑦
消費税 (⑦×10%)		75,600	⑧
平成32年度以降の基準費用額		831,600	⑦+⑧

(施設6)南外ふれあいパーク・ふれあい広場(グラウンド・ゴルフ場)の利用者数及び施設維持管理費等

◎施設利用状況及び収入の実績(税抜)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (見込み)	備考
利用件数(件)	176	134	150	12月～翌3月は閉鎖期間
利用者数(人)	3,214	2,315	2,760	
利用料金収入(円)	106,899	105,510	106,200	
その他の収入(円)	54,398	5,092	29,740	
自動販売機収入(円)	12,952	10,400	11,670	
自動販売機電気料(円)	11,083	7,105	9,100	

◎施設維持管理費用の実績(税抜)

単位:円

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (見込み)	備考
人件費	賃金 (非課税項目)	73,129	67,116	70,130
	社会保険料 (非課税項目)	257	236	250
需用費	指定管理施設の 電気料	8,523	8,758	8,650
	自動販売機電気料	11,083	7,105	9,100
	上下水道料	13,614	13,562	13,590
	燃料費	0	0	0
	修繕料	0	20,500	10,250
	消耗品費	12,963	0	6,490
役務費	電話料	0	0	0
	郵便料	0	0	0
	手数料等	35,027	89,814	62,430
	保険料 (非課税項目)	2,520	2,520	2,520
委託料	393,468	354,196	373,840	
使用料及び賃借料	0	0	0	
備品購入費	0	0	0	
消費税 (非課税項目)	37,976	39,517	38,230	
計	588,560	603,324	595,480	

◎基準費用額

(平成31年度)

(施設6)南外ふれあいパーク・ふれあい広場(南外グラウンド・ゴルフ場)

項目	項目	金額(円)		積算根拠
		9月まで	10月から	
年間維持 管理費用 (税抜き)	人件費	0	0	※(施設1)に集約
	賃金	0	0	
	社会保険料	0	0	
	需用費	70,000	59,000	
	指定管理施設の電気料	4,000	4,000	9月まで@720円×6ヶ月=4,320円 10月から@720円×6ヶ月=4,320円
	自動販売機電気料	6,000	2,000	9月まで@1,136円×1台×6ヶ月=6,816円 10月から@1,136円×1台×2ヶ月=2,272円
	上下水道料	10,000	3,000	○上水道料金(口径13mm)対象2か所 ・トイレ・手洗い場 9月まで[基本料金@820円+(従量料金@144円×1m ³) ×6か月/2か所1.08≒10,711円 10月から[基本料金@820円+(従量料金@144円×1m ³) ×2か月×2か所/1.1=3,505円
	燃料費	0	0	※(施設1)に集約
	修繕料	0	0	※(施設5)に集約
	消耗品費	50,000	50,000	除草剤、草刈り機用替刃、トイレ用品等
	役務費	56,000	0	
	電話料	0	0	※(施設1)に集約
	郵便料	0	0	※(施設1)に集約
	保険料	0	0	
	手数料	56,000	0	検査・汲取り等 H27~H29年度の平均額 (49,146円+37,830円+97,000円)/3年/1.08 ≒56,782円
	委託料	179,000	58,000	○草刈等施設維持管理業務 シルバー人材センター 9月まで@924×7時間×5日×6か月/1.08 ≒179,670円 10月から@924×7時間×5日×2か月/1.1 =58,800円
	使用料及び 借り上げ料	0	0	※(施設5)に集約
	備品購入費	0	0	
	小計	305,000	117,000	⑤

利用料収入等 (税抜き)	利用料金	74,000	25,000	施設利用料金 ※(通常は100円、中学生以下を除く大仙 市民は半額、市主催等の行事は無料) 9月まで@50円×265人×6か月/1.08≒73,611円 10月から@50円×265人×2か月/1.1≒24,090円
	その他の収入	30,000	0	自主事業
	自動販売機収入	9,000	3,000	9月まで@1,458円×1台×6ヶ月=8,748円 10月から@1,458円×1台×2ヶ月=2,916円
	自動販売機電気料	6,000	2,000	9月まで@1,136円×1台×6ヶ月=6,816円 10月から@1,136円×1台×2ヶ月=2,272円
	小計	119,000	30,000	⑥
差引額⑤－⑥		186,000	87,000	
消費税 (9月まで ⑦×8%) (10月から ⑦×10%)		14,880	8,700	⑧
平成31年度の基準費用額		200,880	95,700	⑦+⑧

注1：基準費用について、社会情勢等により消費税の増税が見送られた場合には相応して変更するものとします。
注2：利用料金の額については、指定に係る施設の設置及び管理に関し定めた条例に規定される現行の額で積算して
います。社会情勢の変化により、条例改正が行われた場合には、相応して基準費用額を変更するものとします。

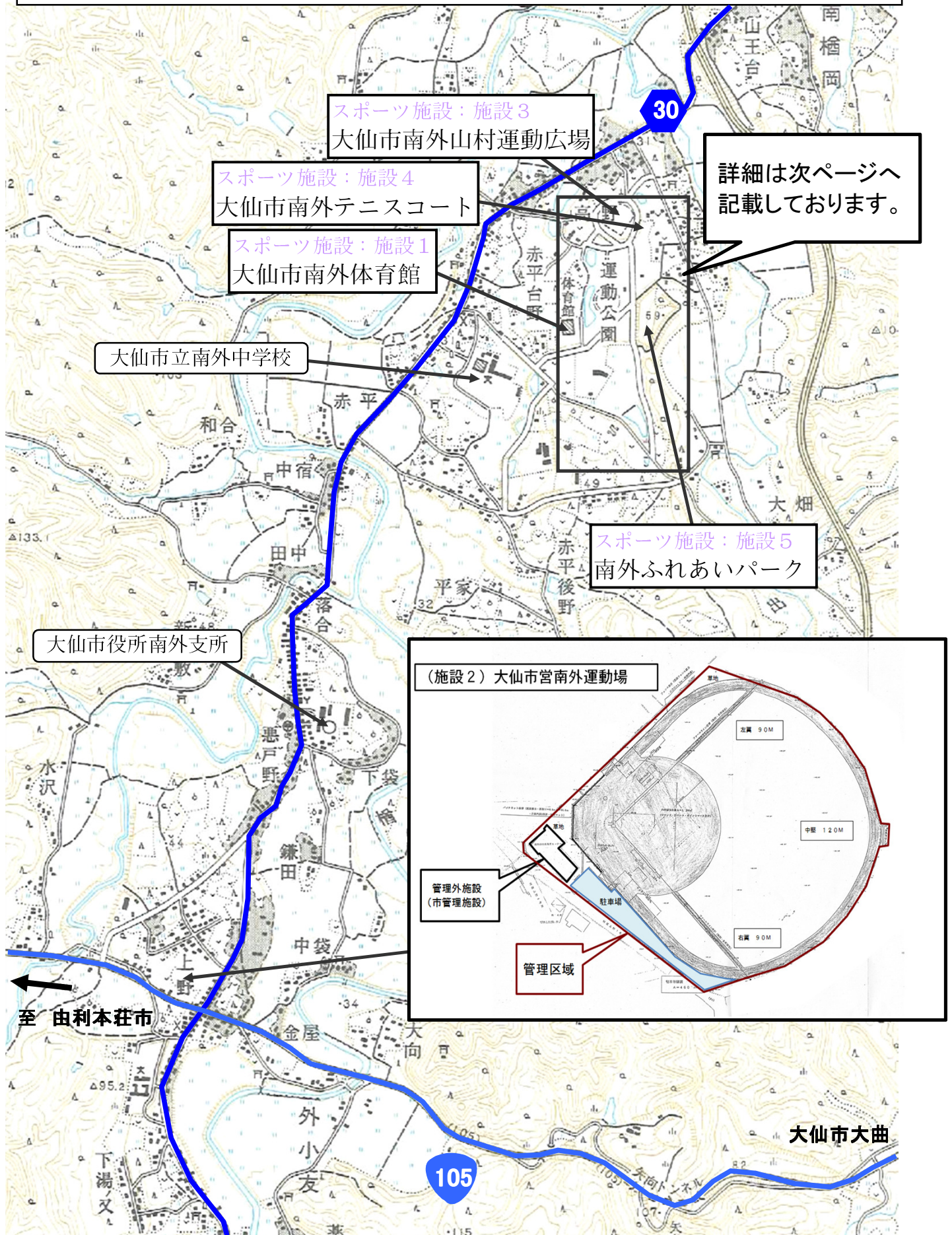
◎基準費用額

(平成32年度以降)

(施設6)南外ふれあいパーク・ふれあい広場(南外グラウンド・ゴルフ場)

項目	項目	金額(円)	積算根拠
年間維持 管理費用 (税抜き)	人件費	0	※(施設1)に集約
	賃金	0	
	社会保険料	0	
	需用費	131,000	
	指定管理施設の電気料	8,000	@720円×12ヶ月=8,640円
	自動販売機電気料	9,000	@1,136円×1台×8ヶ月=9,088円
	上下水道料	14,000	○上水道料金(口径13mm) 対象2か所 ・トイレ、手洗い場 [基本料金@820円+(従量料金@144円×1m3)] ×8か月×2か所/1.1≒14,021円
	燃料費	0	※(施設1)に集約
	修繕料	0	※(施設5)に集約
	消耗品費	100,000	除草剤、草刈り機用替刃、トイレ用品等
	役務費	55,000	
	電話料	0	※(施設1)に集約
	郵便料	0	※(施設1)に集約
	保険料	0	
	手数料	55,000	検査・汲取り等 H27~H29年度の平均額 (49,146円+37,830円+97,000円)/3年/1.1 ≒55,750円
	委託料	230,000	○草刈等施設維持管理業務 シルバー人材センター @924×7時間×5日×8か月/1.1 =235,200円
	使用料及び 借り上げ料	0	※(施設5)に集約
備品購入費	0		
小計	416,000	⑤	
利用料収入等 (税抜き)	利用料金	97,000	施設利用料金 ※(通常は100円、中学生以下を除く大仙 市民は半額、市主催等の行事は無料) @50円×265人×8か月/1.1≒96,363円
	その他の収入	30,000	自主事業
	自動販売機収入	12,000	@1,458円×1台×8か月=11,664円
	自動販売機電気料	9,000	@1,136円×1台×8ヶ月=9,088円
	小計	148,000	⑥
差引額⑤-⑥		268,000	⑦
消費税(⑦×10%)		26,800	⑧
平成32年度以降の基準費用額		294,800	⑦+⑧

大仙市南外地域スポーツ施設及び関連施設位置



大仙市南外地域スポーツ施設及び関連施設管理区域図

※(施設2) 大仙市南外運動場は前ページに記載しております。

